

せいねんこうけん

成年後見センター ひの で

住み慣れた町で
安心な暮らしの
おてつだい



手続きや金銭管理
を手伝ってほしい

成年後見制度
について知りたい

自分の今後、
障がいのある子ども
の将来が心配



社会福祉法人
日の出町社会福祉協議会



せいねんこうけんせいど 成年後見制度 とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない方を対象に、本人の権利を守る支援者（成年後見人等）を選び、法律的に支援する制度です。

福祉・医療・介護サービス等の各種手続きや契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理など、本人の意思をできる限り尊重し、生活を送る上で不利益が生じないよう、権利や財産を守ります。

成年後見制度には2種類あります。いずれの場合も、法務局で登記がされます。



分からない事が
増えた。誰かに手
伝ってほしい。

ほうていこうけんせいど 法定後見制度

自分自身で財管理や諸手続きを
行うことが難しい場合、家庭裁
判所が適任と思われる援助者を
選任し、本人を支援する制度。

将来のことを事
前に決めておく
と安心できる！



にんいこうけんせいど 任意後見制度

判断能力が低下した時に備え
て、「支援してほしい人」「支援し
てほしい内容」を事前に決めて
おく制度。（→P.5～）



ほうていこうけんせいど 法定後見制度

どんな時に利用できるの？

- ◆ 認知症の親の定期預金を解約して、施設利用料などに充てたい。
- ◆ 親の物忘れがひどくなり、訪問販売の被害に遭ってしまった。
今後も被害に遭わないか心配。
- ◆ 遺産相続が発生。認知症の親には手続きが出来ない。
- ◆ 親が亡くなった後、知的障がいがある子どもに財産を残す方法や使い方、
施設の入所手続きなどに不安がある。



何をしてもらえるの？

財産管理

- ◆ 預貯金等の管理
- ◆ 公共料金や税金、福祉サービス等の支払い
- ◆ 税金の申告
- ◆ 証券、不動産等の管理

しんじょうかんご 身上監護

- ◆ 医療、福祉サービス等の契約
- ◆ 入退院、入退所の手続き
- ◆ 諸サービスの処遇の確認

後見人の仕事ではないこと

- ◆ 保証人、身元引受人になること
- ◆ 医療行為の同意
- ◆ 介護や生活のお世話

誰が支援してくれるの？

親族、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が支援をします。必要とする支援内容や、制度を利用する方との関係性などを考慮し、家庭裁判所が適任と思われる支援者を選任します。

また、制度を必要とする方の判断能力により3類型に分かれ、類型により支援者に与えられる権限が違います。類型は、支援者からの情報や医師の診断書に基づき、家庭裁判所が判断します。

補助
類型



判断能力に少し
不安がある



ほじょうにん

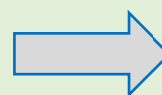
補助人が支援

必要な法律行為の
同意権、代理権の付与

保佐
類型



判断能力にかなり
不安や心配がある



ほさにん

保佐人が支援

重要な法律行為の同意権・取消権、
必要な法律行為の代理権の付与

後見
類型



ほとんど判断する
ことが出来ない



こうけんにん

後見人が支援

すべての法律行為に対する
同意権、取消権、代理権の付与

※ 身分に関する行為（婚姻、離婚、養子縁組など）は、後見人等が代理で行うことはできない。

利用の手続きは？

もうした

申立ての準備

- ◆ 申立人、後見人等候補者の検討
- ◆ 申立書などの書類作成、準備
- ◆ 医師に診断書の作成を依頼



申立てができる人



本人（原則として、保佐・補助相当の場合のみ）、配偶者、4親等以内の親族、市町村長など



※申立後の取下げは、家庭裁判所の許可が必要です。

申立て

- ◆ 家庭裁判所に、面接の予約をする。
- ◆ 申立書類を郵送する。
（原則、面接日の3日前迄に到着）

裁判所



東京家庭裁判所

立川支部 後見係

〒190-8589

立川市緑町 10 番地 4

☎ 042-845-0324

042-845-0325



しん 審 理

- ◆ 申立書類の審査
- ◆ 調査官面接（本人、申立人、後見人候補者等から事情を聞き取り）
- ◆ 鑑定（必要に応じて）



しん 審 判

- ◆ 裁判官が後見等の開始が適切か、与える権限、後見人等を誰にするかを判断する。



- ・ 審判書の通知から、2週間の不服申立期間あり。
- ・ 家庭裁判所が東京法務局に登録の手続きを行う（約2週間かかる）。

開始





Q & A

Q 申立時に候補者に選んだ人が必ず選ばれるの？

⇒ 必ず選ばれる訳ではありません。支援内容や本人との関係性を考慮して、もっとも適任だと思う人を、家庭裁判所が選任します。

Q 後見人はいつまで支援してくれるの？

⇒ 後見人は本人に必要な支援をする代理人であるため、本人がご逝去されたら役割は終了となります。

Q 申立費用はいくら位かかるの？

⇒ 診断書や戸籍等の必要書類、収入印紙代等で約2万円程度です。
鑑定を行った場合や、書類作成を専門家に頼む場合は別途費用がかかります。

Q 専門職の後見人がつくと、報酬^{ほうしゅう}を払うの？

⇒ 本人に代わって必要な手続き等を行うため、報酬が発生します。
報酬額は、本人の財産や、後見人の仕事内容を考慮して家庭裁判所が決めます。



成年後見センターひので の役割

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、福祉サービスや成年後見制度の利用に関する支援をする機関です。

一般相談

- ◆ 成年後見制度についての説明、相談
- ◆ 制度を利用するために必要な手続きや支援
- ◆ 後見人等候補者を探すための情報提供や調整支援等



普及・啓発

- ◆ 講演会や講座の開催
- ◆ 地域での学習会等への出向

地域ネットワークの活用

- ◆ 地域住民、関係機関と連携し、地域で支えあう仕組みづくり

専門相談

- ◆ 弁護士等による相談
(毎月第4水曜日 13:30～15:30)

後見人等のサポート

- ◆ 親族後見人等が、後見に関する業務がスムーズに行えるための支援
- ◆ 後見人等連絡会、研修会の開催



にんいこうけんせいど 任意後見制度

自身で判断できるうちに、将来に備えてあらかじめ支援してくれる人や支援してもらう内容などを契約によって決めておく制度。契約内容は必ず公正証書^{こうせいしょうしょ}によって行わなければなりません。

何を決めておくの？

- ◆ 自身の意思を汲んで、代わりに動いてくれる人。
- ◆ 自分の財産を何に、どのように使ってほしいか。
- ◆ どのような介護サービスを受けたいか。
- ◆ 家で生活できなくなった時に、生活する場所(施設等)。
- ◆ 任意後見人に支払う報酬の額。



利用の手続きは？

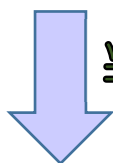
準備

- ◆ 内容を決める。
- ◆ 本人と任意後見受任者(支援してもらう予定の人)と話し合い。



任意後見契約

- ◆ 公正役場^{こうしょうやくば}(立川、八王子等)にて、公正証書の作成を行う。



判断能力の低下

申立て・開始

- ◆ 任意後見監督人選任の申立を行う。
必要な申立書類を家庭裁判所に送る。
- ◆ 審理、任意後見監督人が選任された後、
任意後見契約内容通りに支援が開始。



POINT ①

判断能力が低下して、
はじめて利用できる制度です。

POINT ②

任意後見人は決めています。家庭裁判所は、任意後見人が契約とおりに動いているかについて監督する人(任意後見監督人)を選任します。



ち い き ふ く し け ん り よ う ご じ ギ ょ う

地域福祉権利擁護事業

(日常生活自立支援事業)

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安のある方と、

日の出町社会福祉協議会(以下、社協)が契約し、社協の職員が支援する事業です。

サービス内容

◆ 福祉サービスの利用援助

- ・ 福祉サービスの情報提供
- ・ 福祉サービスの利用手続き、支払い

◆ 日常的金銭管理サービス

- ・ 金融機関への同行、生活費の払い戻し
- ・ 公共料金や税金などの支払い手続き

◆ 書類等の預かりサービス

- ・ 通帳や印鑑などの大切な書類の保管



利用料金

援 助 内 容		利 用 料
①	福祉サービスの利用援助 及びその他の援助	1 回 1 時間まで 1,400 円 以降 30 分ごと 700 円
②	日 常 的 金 銭 管 理 サ ー ビ ス	通帳等 本人保管
	通帳等 団体保管	1 回 1 時間まで 2,600 円 以降 30 分ごと 700 円
③	書類等預かりサービス	月 1,000 円

※利用料の減免制度もあります。

成年後見制度の支援との違いは？

支援内容	成年後見制度	地域福祉権利擁護事業
金銭管理、大切な書類の預かり	○	○ 日常範囲に限る
福祉サービスの利用契約	○	△ 手続き支援のみ
施設の入退所契約	○	△ 手続き支援のみ
遺産分割支援	○	×
消費者被害の取消	○	△ 手続き支援のみ



POINT

成年後見制度は法律行為の権限が支援者に与えられていますが、一生涯を
ととして支援が続きます。将来のことを推測しながら、必要とする支援の
内容でどちらの事業が必要か、決めていくことが大切です。

社会福祉法人 日の出町社会福祉協議会

せいねんこうけん

成年後見センター ひので



日の出町
「ひのでちゃん」

社協
「デ・ヒーノ」

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町平井2780

TEL : 042(588)4511

FAX : 042(597)7150

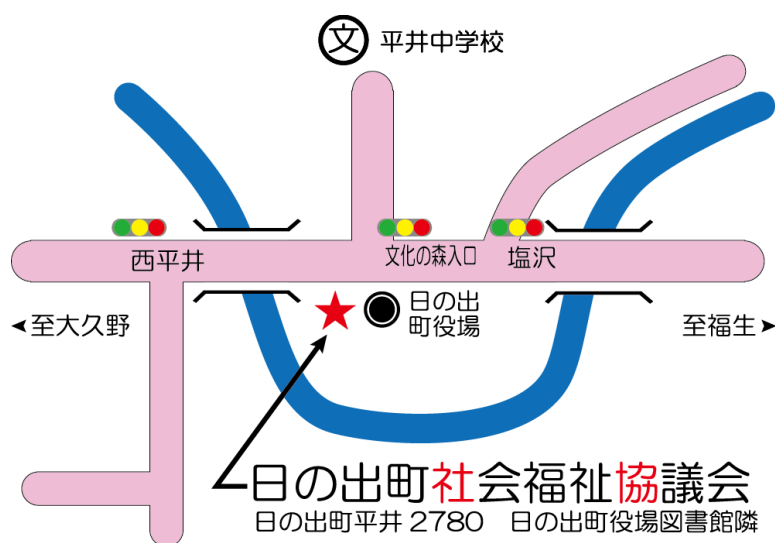
URL : <http://hinodeshakyo.jpn.org>

Mail : kouken@hinodeshakyo.jpn.org

日の出町社協
URL



後見センター
ひので-Mail



日の出町社会福祉協議会

日の出町平井 2780 日の出町役場図書館隣

開所時間: 月～金曜日 8:30～17:15

(土日・祝日・年末年始は休み)

みんなでささえあい とともに生きていく やさしいまちづくり